

東かがわ市が計画している新庁舎建設の是非を問う住民投票の実施を目指し、市民と市議でつくる「統合新庁舎建設を考える会」（田中隆司代表）は31日、「住民投票条例制定請求書」などを※市に提出し、受理された。

※引用者注：「住民投票条例制定請求書」などを、というのは、「住民投票条例制定請求書」を添えて「条例制定請求代表者証明書交付申請書」を、という意味です。

請求代表者が市の有権者であることを確認した告示の後、署名活動が可能となる。告示日から1カ月以内に、有権者（6月1日現在2万9416人）の50分の1（589人）以上の署名を提出するなどの手続きを経れば、地方自治法に基づき市執行部が市議会に住民投票条例制定案を提出する。

田中代表は請求の理由について、▽新庁舎は必要なく、現在の3庁舎を耐震補強し、使用するべき▽新庁舎の建設予定地は海拔が低いなど防災上の問題がある一などを挙げた。